

三次市教育委員会議案第18号

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

令和元年8月23日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

三次市教育奨学基金貸付条例施行規則（平成16年三次市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「郵便貯金銀行を除く」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。